

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

◇告 示 保安林予定森林にする旨の通知

解除予定の保安林

森林法第百八十九条の規定による告示

土地の用途廃止

土地区画整理事業の事業計画の決定

昭和四十五年産米穀の政府に売り渡すべき時期

◇選管告示 昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号の一部改正

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号の一部改正

◇公 告 農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者

規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十八号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和三十九年一月鳥取県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「求職者」を「求職者等」に改める。

第二条中「求職者」の下に「及び六十歳以上六十五歳未満の者であつて、公共職業安定所の紹介により知事が別に定める職種に継続して使用される労働者として雇用されたもの(職場適応訓練を受けなければ雇用されることと困難であると公共職業安定所が認めた者に限る。以下「高年齢者」という。)」を加える。

第三条第五号中「当該求職者」を「当該職場適応訓練修了者」に、「雇用する」を「雇用し、又は引き続き雇用する」に改める。

第六条第三項中「求職者」を「者」に改める。

第十条の二第一項中「職場適応訓練生」の下に「(高年齢者である職場適応訓練生を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百八十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二〇の一、七二三の一、七二五の一、七二五の一〇、大字大谷字高山三三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百八十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字砂濱二二五八の六から二二五八の八まで、二二五八の八から二二五八の八六まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定に基づき保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林については、その森林所有者が知れず、同法第三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を三朝町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十五年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

郡	町	大字	字	地番	住 所	氏 名
東伯	三朝	坂本	黒川南平	一八七	東伯郡三朝町大字坂本	岸田イソ
"	"	大谷	穴谷	九五三	東京都目黒区上目黒四丁目二一五六	中島一己
"	"	木地山	五輪谷	五八二ノ二	東伯郡三朝町大字坂本	入江広義
"	"	加谷	小保木奥	八〇八	大字中津原	中井千蔵

鳥取県告示第六百九十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十月五日から用途廃止した。

昭和四十五年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(平方メートル)	用 途
米子市榎原字南仲屋敷一三三ノ二番地先	一八・七六	道路敷
一三六番地先から	一二三・〇一	〃
四〇番地先まで	〃	〃
一四七ノ一番地先から	一一三・一七	〃
四五ノ一番地先まで	〃	〃
字平一四九番地先から	一八八・三二	〃
七五番地先まで	〃	〃
一七四番地先から	一〇五・八七	〃
六九番地先まで	〃	〃
一六〇ノ一番地先から	一四九・二九	溜池
七二番地先まで	〃	〃
一五八番地	二二九・五六	〃
一五九番地	五七〇・九八	〃
字土井三五八番地	九九七・三九	〃
三六四番地	三七六・七一	〃
字奈喜良屋四五番地	三〇三・四二	〃

鳥取県告示第六百九十二号

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の事業計画を定めたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第九項の規定

により、次のとおり公告する。

昭和四十五年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 土地区画整理事業の名称
鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
鳥取県
- 三 施行地区に含まれる地域の名称
鳥取市東品治町、栄町、今町二丁目、永楽温泉町、末広温泉町及び吉方の各一部
- 四 事業施行期間
昭和四十五年十月十六日から昭和五十年三月三十一日まで
- 五 事務所の所在地
主たる事務所
鳥取市東品治町九十九番地の三
従たる事務所
鳥取市東町一丁目二百二十番地
- 六 事業計画の決定の年月日
昭和四十五年十月十二日

鳥取県告示第六百九十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十五年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和四十

六年六月一日までと定めただので、同規則同条第三項の規定により告示する。
昭和四十五年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（公職選挙法による不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年十月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「鳥取県立母来寮 東伯郡羽合町大字上浅津字餅ヶ坪四〇七の一」を
「鳥取県立母来寮 東伯郡羽合町大字上浅津字餅ヶ坪四〇七の一」に改め
鳥取県立西伯特別養護老人ホーム 西伯郡西伯町大字倭一三七」に改め
る。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号（公職選挙法による市の区域を分けた開票区の設置について）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年十月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

米子市	
第一開票区	第一投票区から第四投票区まで、第十投票区から第十三投票区まで及び第二十四投票区から第二十九投票区までの区域
第二開票区	第五投票区から第九投票区まで及び第十四投票区から第二十三投票区までの区域

を

米子市	
第一開票区	第一投票区から第五投票区まで、第十投票区から第十三投票区まで及び第二十五投票区から第三十投票区までの区域
第二開票区	第六投票区から第九投票区まで及び第十四投票区から第二十四投票区までの区域

に改める。

公 知

昭和45年9月16日から18日までの間に実施した鳥取県農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和45年10月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 農業改良普及員資格試験の合格者

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 上場 重俊 | 木村 茂 | 有田 梅夫 | 衣笠 育雄 |
| 田中 悦夫 | 小林 伸一 | 馬淵 敏夫 | 植田 幸泰 |

2 生活改良普及員資格試験の合格者

伊田惣之輔	山根 勇武	犬伏 芳樹	福頼 陽男
中西 稟	山崎 義明	宮脇 公平	川島 敏博
神波 保子	小笹由紀子	西谷 和子	中野 秀子
牧田輝実子	田中 峰子	前野 多恵	会見 時江
中尾 和子	安岡美代子	渡辺加世子	山内 啓子
生田 敏恵			